

# 柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業）交付要綱

制定 令和 6年 4月24日

施行 令和 6年 5月15日

（目的等）

第1条 この要綱は、柏市制施行70周年記念事業のコンセプトに沿って地域振興に関する事業に取り組む市内の民間団体に対し、柏市チャレンジ支援補助金（市制施行70周年記念事業（以下「補助金」という。））を交付することにより、シビックプライドの醸成を図り、柏市のファンを増強させることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているもの

(2) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している中小企業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業

(3) シビックプライド

都市に対する市民の誇りであると共に、単なるまち自慢や郷土愛ではなく、ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっているという、当事者意識に基づく自尊心を持つ感情

(4) 民間団体

構成員の自由意志により活動が行われる民間の組織  
(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、柏市制施行70周年記念事業のコンセプトに沿って地域振興に関する事業に取り組む市内の民間団体であって、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 柏市内に事業所等を有する者で構成された団体であること。
- (2) 団体の構成員が柏市税を滞納していないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 商店会

イ 構成企業の半数以上がみなし大企業の団体

- (6) 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）の実施にあたり、補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）において他の補助金を活用していないこと。

- (7) 次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定

する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

ウ 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業

エ 公序良俗に反する等その他市長が不相当と認める事業

オ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(対象事業及び対象経費)

第4条 補助金交付の対象とする事業及び経費は、別表第1のとおりとする。

(対象期間)

第5条 交付決定日から令和6年12月31日までとする。

(補助金の額等)

第6条 本補助金の額は、対象経費を合計した額の2分の1以内の額とする。この場合において、当該2分の1以内の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、500,000円を限度とする。

(申請書提出期間)

第7条 申請書の提出期間は、令和6年5月15日から令和6年6月14日までとする。

(標準処理期間)

第8条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、50日とする。

(実績報告書提出期限)

第9条 実績報告書の提出期限は、対象事業の完了した日から30日を経過する日又は補助金の申請をした日の属する年度の1月31日のいずれか早い日とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

別表第 1 (第 4 条)

対 象 事 業	対 象 経 費
<p>柏市制施行 70 周年記念事業のコンセプトに沿った地域振興に関する事業</p> <p>但し、次の要件を全て満たすものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の補助金等を受けて(申請して)いない事業</li> <li>・すべての柏市民が参加可能な事業</li> <li>・イベント等の実施などソフト事業</li> </ul>	<p>対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託費</li> <li>2 消耗品費(耐用年数 3 年未満または税込購入価格 3 万円未満のものに限る。)</li> <li>3 広報費</li> <li>4 印刷製本費</li> <li>5 諸謝金(外部講師謝礼等)</li> <li>6 賃借料</li> <li>7 賃金</li> <li>8 その他市長が必要と認める経費</li> </ol> <p>但し、補助金の交付決定日から令和 6 年 12 月 31 日までに発生した経費に限る。</p>